

株式会社と企業の永続性

松田正彦

はじめに

資本主義は、人類史上これまでにないような特有な経済社会を作り上げてきた。そこでの中心的な社会関係は、資本という概念に基づいている。資本はさしあたり、価値ないし貨幣を増殖する運動体の貨幣や商品、生産手段であるといつてよい。つまりそれらは、貨幣資本、商品資本、生産資本と呼ばれるのであるが、それらはそれぞれ貨幣の増殖運動を前提してはじめてそう呼ばれるのである。また、資本主義という社会関係は、世界史におけるその時代の人間をそれに固有な概念によってつき動かしてきたといえる。そのような概念が資本なのであるが、それは単なる貨幣資本や商品資本、生産資本というだけでなく、個々の人間をしてそれに則って活動せざるをえないような、行動の基準や思想の規範をもたらすものとなっているのである。そういう意味では、資本は貨幣増殖の運動そのものを示す概念といえることができる。つまり資本は、貨幣ないし価値を増殖する運動体であり、そのような増殖を追求すること自体を自己目的とした活動形式なのである。人間は、資本主義においてはそのような活動形式に合うように物事を考え行動するようになるといつてよい。結局資本は、世界史的一時代を画するような人間の行動の基準や思想の規範を生み出す形式であり概念だということになるわけである。

それでは、近代以降その資本は、具体的にどのような形をとって人間社会に立ち現れてきたのだろうか。それは、企業という形態をとって現れてきたといえるであろう。そしてそれは、基本的な形に単純化していえば、二種類に分けられるといつてよいだろう。一つは、個人の出資と活動を基礎にした個人企業という資本類型であり、もう一つは、複数の出資者による資本結合と資本の流動化とを基礎にした株式会社という資本類型である。個人企業では、出資者個人の意思によって企業の存立や経営活動が左右されるのであるが、株式会

社では、いわゆるゴーイング・コンサーンとして、直接的な人的関係から離れて資本運動自体の自立的な永続性が追求されることになるのである。

資本の具体的な形態である企業は、単純化すればこのように二種類に分かれるのであるが、この両者の間には中間的な資本結合の形態も存在する。それは、パートナーシップである合名会社、そして合資会社や有限会社などである。本稿では、個人企業にたいするこのような株式会社と中間的な企業形態とを理論的に考察することにしたい。

1 結合資本における所有と機能の分離

個人企業にたいする株式会社、および中間的な企業形態を考察するために、まず田中章喜氏の実証的研究を検討することにしたい。

田中氏は、18世紀末から19世紀初頭にかけてのイギリス綿工業について、「当時のイギリス綿工業では、一企業に複数の資本所有者がいる資本結合体、即ちパートナーシップが支配的であり、厳密な意味での個人企業は少なかった」¹と述べ、次のように説明している。

「パートナーシップを構成する資本出資者、つまりパートナーは、当時においてはスリーピング・パートナーとアクティング・パートナーに区分することが出来た。前者は資本の所有者ではあるが、実際の企業経営には自ら直接従事することがない者のことで、後者は資本を所有しているとともにその企業体の実際の経営を自ら担当している者のことであった。

スリーピング・パートナーの主たる関心は「利潤」の分配にあったといつてよい。

「これに対して、アクティング・パートナーは資本を所有しているとともに企業経営を担当してい

¹ 田中章喜「産業資本の所有と経営——イギリス綿工業企業を対象として、1780—1850年——」『政経論叢』（国士館大学）昭和63年第3号、77頁。

たのであるから、彼はいわば資本の所有と機能とともに体现していたと言えるかもしれない。しかし、注意すべきことは、アクティング・パートナーが必ずしも資本の所有を代表していたわけではなかったことである。

「アクティング・パートナーが資本所有を殆ど、あるいは全く代表しないパートナーであることは珍しくなく、そうした場合、彼らは資本の所有を代表する存在ではなく、いわば『機能資本家』的、あるいは経営者的な存在であったといえよう。しかも、こうしたアクティング・パートナーは、当時のイギリス綿工業において広範に存在していたと見るのできるのであった」。

「自由主義段階イギリス綿紡績業においても、資本を全く所有していないが実際の企業経営を担当する所謂経営者を数多く見出すことができるのである」²。

みられるように、田中氏は、当時のイギリス綿工業ではパートナーシップという形での資本結合が一般的にみられたこと、そしてそこでは資本を所有していないいわゆる経営者も数多く存在したこと、などを明らかにしているのである。

ところで田中氏は、この経営者も資本所有者とともに資本家としている。ここで資本家について簡単に考えておくことにしよう。田中氏は次のように述べている。

「産業革命期のイギリス綿工業では……資本所有を殆ど、あるいは全く代表しないアクティング・パートナーや資本を全く所有しない純然たる経営者といった所謂管理者型企業家の積極的な資本家の活動が、当時のイギリス綿紡績業の飛躍的發展をもたらした大きな原因の一つであるといつてよいだろう」。

「資本主義はその生誕とともに資本の所有者であり自ら資本家的活動をおこなう古典的な資本家だけでなく、資本の所有は代表していても自ら資本家的活動に従事することのない資本所有者や、資本は所有していないが資本家的活動をおこなう経営者などといった様々なタイプの資本家を生み落としていたのである」³。

このように、田中氏は、経営者の活動を「管理者型企業家の積極的な資本家的活動」と述べ、経営者を「様々なタイプの資本家」の一つとしているのである。つまり、「資本の所有」とは切り離して、「資本家的活動」自体によってある特定の人間を資本家と意味づけるというのである。もともと原理的には、資本運動の人格的担い手として「資本の所有」と「資本家的活動」の両方の要素を合わせ持つ人間を資本家としていたといつてよいだろう。個人企業の場合、それで問題はなかったといえよう。だが、パートナーシップなどの資本結合によって、この「所有」と「活動」が、それぞれ担っている人間によって分離した場合、そのどちらの契機を有する方がより資本家としての特性をもつか、という問題が生ずる。資本家を資本運動の人格的主体、あるいは資本運動を引き起こす当事者と捉えるならば、「活動」の側に重きをおいて資本家を考えるべきだろう。ただ、その「活動」を「所有」が潜在的にせよ引き起こしうることによって、「所有」も資本家の契機となりうるといってよいだろう。したがって資本家的活動を行う経営者は勿論だが、単なる資本の所有者も資本家的活動を行いうる可能性を有するので資本家ということになるであろう。

資本家という概念は、個人企業であれ結合資本であれ、資本運動を構成する人間たちの組織なり構造なりを明らかにするための理論的用具でなければならない。その点からいえば、田中氏のいうように、「所有」と「活動」の双方に注目するというのは、資本という組織体を構成していく人間たちの動きや働きかけを解明するうえで重要であろう。特に、株式会社において、資本運動の主体となって「積極的な資本家的活動」を行う人間たちとその機能に注目し、それらを中心に組織体の構造を解明していこうとする場合は、こうした点は考慮されるべきであろう。

さて、田中氏は上述の内容に続いて次のように論じる。

「イギリス産業革命の急激な展開は、いわば資本の所有と機能の統一が資本所有者によって強引に追求されることなく、所有と機能が人的に分離した状態のままですべてを代表する者と機能を代表する者が結合したことによって作り出されたともい

² 1に同じ、77—79頁。

³ 1に同じ、86—90頁。

えよう」。

「資本の所有と機能の統一という条件は、あくまでも、資本主義経済の存立にとっての十分条件であって、必要条件ではないのである。状況によっては、同一人物によって資本の所有と機能が担われることが最適な場合もあろうが、一般的にはそれらが別の人間によって担われた方がより効率は高いと考えられるし、その方がより資本主義的であるということができると思われる。そして、そうした状態は、19世紀末の金融資本成立期や第二次世界大戦後においてみられただけでなく、18世紀末から19世紀初頭にかけての産業革命期にもみられたとあってよい。

ともあれ、従来、帝国主義段階や現代の資本主義経済の支配的企業に固有の特徴であるといわれてきた「所有と経営の分離」や「経営者革命」といった事態と全く同一のものではないが、かなり同質的なあるいは萌芽的な状況が自由主義段階のイギリス資本主義経済にも認めることができるのであり、帝国主義段階以降の支配的資本の特質も、自由主義段階との断絶ではなく、連続として捉えるべきであると思われるのである」⁴。

みられるように、田中氏はまず、イギリスの産業革命は資本の所有と機能が人的に分離したままで、「所有を代表する者と機能を代表する者が結合したことによって作り出された」と論じている⁵。したがって、自由主義段階におけるそのような状況は、「帝国主義段階や現代の資本主義経済」における「『所有と経営の分離』や『経営者革命』といった事態」と「かなり同質的」とであると主張しているのである。しかし結合資本といっても、パートナーシップと株式会社は、理論的にはかなり異質であると考えられる。したがって、両者は資本主義の異なる歴史段階において、それぞれ異質なものとして存在しているといえる。田中氏はパートナーシップと株式会社を「同質的」、「連続」的

⁴ 1に同じ、90—91頁。

⁵ ただ、田中氏は、「イギリス綿工業は19世紀中葉の安定期に入って、資本所有の同族化と世襲化が進む中で、企業経営の同族化が進み、多くの企業では、資本所有者自らか、或いはその子弟が企業経営を担当するようになり、いわば資本の所有と機能が資本を主として所有する同族集団において統一されるという状況に変化したのであった」（1に同じ、90頁）とも説明し、「所有」と「機能」が19世紀中葉には「統一」する面があったと述べている。

と捉えているようであるが、それには疑問があるのである。

パートナーシップは、いわゆる合名会社をさすといつてよいであろうが、それへの出資者は企業の債務に関して無限責任を負うことになる。たとえ実際の経営を担当していない出資者——田中氏のいうスリーピング・パートナー——であっても、無限責任を負うという事態はかわらないのである。田中氏自身も、「スリーピング・パートナーは債務履行に際して所謂無限責任といったリスクを負担しなければならなかった」⁶と述べている。それにたいして、株式会社の場合は、企業の債務にたいして出資者は出資金を限度とした有限責任を負えばよいという違いがある。それでは、無限責任にたいする有限責任のこの相違はどのような理由から必要とされ、またどのような結果をもたらすことになるのであろうか。この問題の考察は、パートナーシップと株式会社の異質性を明らかにするきっかけを与えるといつてよいだろう。

2 無限責任と資本の流動化

出資者が負う無限責任と有限責任の問題を考えるためには、資本結合を資金調達的面から検討する必要がある。引き続き田中氏の研究を参考にしながら、この点について考察することにしよう。田中氏は次のように論じる。

「19世紀のイギリス綿工業では、厳密な意味での個人企業が支配的であったのではなく、パートナーシップと呼ばれた共同企業が数多く存在し、後者の数は前者の数を圧倒していた。当時の企業はこのパートナーシップを利用した資本結合という方法によって資本を調達することが可能だったのである。つまり、個人企業の場合はパートナーを迎え入れ共同企業になることによって、共同企業の場合は新しいパートナーを参加させることによって、それぞれ企業は追加的な資本を調達出来たのである」。

「企業が新パートナーを募る場合、従来の研究はその対象が親戚や知人に限られていたと主張してきたが、実際には、友人以外の者から資本の出資を受けることが多かった」。

⁶ 1に同じ、78頁。

「当時のランカシャ地方には産業企業がパートナーシップ形式を利用して独自に資本調達をおこなうことを可能とする資本市場が存在したと見てよいだろう」。

「パートナーシップ形式に基づく資本結合は株式会社形態を利用した資本調達とはその性格が若干異なり、その限界も存在するとはいえ、当時のイギリスにおいて産業企業の資本調達手段として有効に機能する条件を備えていたし、実際にも有効に機能していたといえよう。そして、株式会社制度成立以前のイギリス綿工業では、多くの企業が実際にも資本結合による資本調達に依存した資本蓄積を行っていたといわねばならないのである」⁷。

みられるように、田中氏は、19世紀のイギリス綿工業において多くの企業が資本結合による資本調達を行っていたと説明している⁸。さらに田中氏は、それを可能とする「資本市場」が存在したというようにも主張しているのである。田中氏は、その「資本市場」について、「友人以外の者から資本の出資を受けることが多かった」、あるいは「パートナーの募集が広く社会的におこなわれていた」と述べ、その「募集」のために新聞に募集広告として「[パートナー]と題する専用の欄」⁹が設けられていたとも説明している。

だが、それらはあくまでも出資者を募っているという事態を示しているにすぎないであろう。つまり、出資者は結合資本における出資持ち分を得ることはできるが、それを自由に第三者に譲渡することはできないのである。つまり出資者は、出資持ち分という商品を購入することはできても、それを自由に販売することはできないわけである。したがってそのような商品経済の関係あるいはそ

⁷ 田中章喜「産業資本の蓄積様式——イギリス綿工業における資本調達、1780—1854年——」『政経論叢』（国士館大学）昭和63年第4号、58—61頁。

⁸ ただ、田中氏は、「19世紀イギリス綿工業では、企業の創業時から経営の拡大期においては、利潤再投資のみならず資金の借入や資本結合による他人資本の導入が積極的な役割を果たしたのに対して、ある程度経営規模の拡大が成功し企業経営が安定した時期に入って初めて、資金の借入や資本結合などの資本調達に依存した資本蓄積はその重要度を低め、利潤再投資によるいわば堅実で保守的な資本蓄積が支配的になる傾向があった」と説明し、「発展期と安定期の資本蓄積のパターンの変化」（7に同じ、69—70頁）を述べている。

⁹ 7に同じ、59頁。

れが行われる場を、市場と呼ぶことはできないであろう。市場とは、商品を全面的に自由に売買することが可能であるという機構だからである——勿論、それは商品の売買において、売買の実現価格と実現時機とを個々の経済主体が自由に実現できるという意味ではない——。

田中氏は、「18世紀末から19世紀中葉のイギリス綿工業では、……株式会社制度が未確立といっても、パートナーシップ制度に基づく資本持ち分を売買する、いわばプリミティブな資本市場が存在し」ていたと述べ、「資本結合による資本調達は可能ならしめる商品経済的機構も確立していた」¹⁰と説明する。だが、出資者からすれば資本持ち分を買うことはできても、それを自由に売ることはできなかったのであるから、「プリミティブ」にせよ「資本市場が存在し」たとはいえないであろう。そのような意味での「商品経済的機構も確立していた」とはいえないのである。それにたいして、株式会社が成立すると、出資持ち分を売買する資本市場の存在を前提することになる。田中氏も、「パートナーシップ形式に基づく資本結合は株式会社形態を利用した資本調達とはその性格が若干異なり、その限界も存在する」と述べているのだが、この両者は「性格が若干異なる」というよりも、本質的な点で根本的に異なるのである。そしてそこから、「パートナーシップ形式」の「限界も存在する」という点が重要な意味をもつことになるのである。この点については、実は田中氏も次のように説いている。

「資本結合体の資本持ち分の売買市場と株式市場との差異としては、資本持ち分が第三者に対して個人的に自由に処分できないことと、それに伴って所謂擬制価格が未成立であることをあげることができる。従来、資本結合と株式資本との差異として無限責任と有限責任の問題を中心にして論じられてきたが、それらの間の根本的な差異は、こうした資本動化の違いに求められるべきであろう」¹¹。

みられるように、田中氏も、パートナーシップと株式会社の差異は、「資本持ち分が第三者に対して

¹⁰ 7に同じ、71頁。

¹¹ 7に同じ、63頁。

個人的に自由に処分できないこと」であるとしている。だが、そのような「資本動化」の問題と「無限責任と有限責任の問題」とを分けて考察することはできないであろう。両者は密接に関連している問題だと思えるからである。

無限責任とは、出資者が企業債務にたいして無限に責任を負うということである。したがって、それは出資者を広く募ることができないという限界がある。しかしさらに次のような限界も、無限責任にはあると考えられる。それは、出資持ち分を第三者に自由に譲渡できないという問題である。

無限責任の場合、出資持ち分を第三者に自由に譲渡できないというのは、次のような理由からである。まず、一般的に出資者は資本の運動体をその持ち分において所有しているのであるから、基本的に企業の業務執行について権限を持つ。実際にその権限を行使するかどうかは別として、ともかくも行使しうる権限を有するのであるから、出資者は本来、資本運動に関して所有から生ずる権利と企業活動から生ずる責任とをもつことになる。したがって、もともと基本的には、出資者は企業債務にたいして無限責任を負うものといっていよう。この場合、出資者は所有と機能に関する権限と責任とをもつわけであり、資本運動の維持にたいして密接な関係をもつことになるのである。また、その業務執行において出資者相互も密接な関係をもつことになり、強い人的結合関係が生ずることにもなるのである。

したがって、そのような出資者が資本持ち分を自由に第三者に譲渡してその資本運動から離脱することになれば、その資本は円滑に運動することができないという事態が数多く出現することになるであろう。たとえばこの場合、出資者と企業は直接的な結合関係にあるので、その出資者を信頼してその企業に信用を供与する与信者もいるであろう。そこで、出資者の交替が行われれば、それは資本活動の円滑な維持に重大な影響を及ぼすことにもなるわけである。したがって、持ち分を第三者に譲渡できるというのも、それは他の出資者全員が承認するような場合に限定されることになるのであって、結局出資者の変更は容易にはなされないといっていよう。企業債務にたいする無限責任が存在する段階では、出資持ち分の自由な譲渡は制限されざるをえないわけである。また、仮に

第三者に譲渡が可能だとしても、その第三者にとってみれば、その持ち分を譲り受けるとともに企業債務にたいする無限責任をも引き受けねばならないのだから、容易に譲渡を受けるわけにはいかないことになるのである。

これらの理由から、企業債務に関する無限責任の存在は出資持ち分の第三者への自由譲渡、つまり「資本動化」を困難にすることになる。したがって、「無限責任と有限責任の問題」は「資本動化」の問題と切り離すことのできない問題だといえるわけである。そして、このように資本の流動化が困難であれば、出資者はいったん出資した後に、その企業の利潤形成やその配分に不満があったり、あるいは予定していなかった資金の必要が生じた場合に、出資分の貨幣回収を行おうとしても、容易に貨幣の回収を行うことはできないことになるのである。そのため、そのような無限責任をともなう出資に應ずることは一般的に困難だということになろう。企業からすれば、大規模な資金調達が必要がある場合でも、この形式によって広く出資者を募ることは困難だということになるのである。この問題が、企業債務にたいして無限責任を負い、資本の流動化を実現しえないパートナーシップの限界だといえよう。

この限界を打開するのが、企業債務にたいする責任を出資額を限度とする有限責任という形式である。このように企業債務にたいする責任が有限であれば、出資者を広く募ることができるのである。それは次のような理由による。第1に、有限責任であれば出資者は債務責任の上限を確定することができる。第2に、有限責任になれば資本の流動化が可能となるため、いったん企業に出資した出資者も、利潤の形成や配分に不満があったり、資金の必要が生じた場合には、出資持ち分を第三者に譲渡することによって、貨幣回収を実現することができる。以上の二つの理由によって、有限責任は、広く出資者を募ることが困難だという無限責任の限界を打開して、貨金を大規模に集中することを可能にするわけである。

それでは、上述の第2の理由である、有限責任が資本の流動化を可能にするというのは、何故であろうか。それは次のような理由による。第1に、出資者は業務執行の権限と責任をもつものであるから、本来は無限責任を負うべきはずのものであ

る。だが、有限責任のみを負うということになれば、それに対応して権限も弱くなり、業務執行への関与も縮小する。この場合出資者は、企業活動にたいして一般的に密接な関係をもたなくなるのである。そうであれば、出資者が交替しても、企業活動を円滑に維持していくうえで困難は少なくなるであろう。債権者も、出資者を信頼して与信するという面が弱くなるので、出資者の交替は信用供与において意味がなくなるであろう。だが、そうすると業務執行の権限を実質的に有するようになるのは誰か、また債権者は何を信頼して与信するようになるのか、という問題が生ずるが、それは後に考察することにしよう。さて、有限責任が資本の流動化を可能にする第2の理由として次のような点がある。出資者が出資持ち分を第三者に譲渡する場合、この第三者にとっては、持ち分にもなう責任が出資額に限定されていれば、取得するうえでの不安という抵抗が解消される。つまり、出資持ち分の譲渡が円滑に行われるようになるのである。

こうして、有限責任を前提することによってはじめて、出資持ち分を全面的に売買できる市場が形成されることになる。資本持ち分を証券化し、小口に分割して売買する資本の流動化機構が発生することになるのである。これが株式の自由譲渡制であり、株式が自由に売買される株式市場の成立なのである。

こうした資本市場の成立によって、株式を売買する企業形式として株式会社が形成される。株式会社は結合資本という点では、パートナーシップと変わらないのだが、無限責任にたいする有限責任という点で、また資本の流動化を実現する資本市場が存在するという点で、そしてそれらの結果出資者を広く募り、資金を大規模に集中するという点で、両者には大きな違いがあるといえるのである。だが、相違はそれだけにとどまらない。それは企業の永続性という問題にかかわる。それを次に考察することにしよう。

3 株式会社と企業の永続性

すでにみたように、株式会社では、出資者である株主は企業債務にたいして有限責任のみを負う。個々の株主は出資額の範囲内でしか債務の履行義務をもたないものであるから、特定の大株主を除い

て業務執行への関与は弱くなるであろう。一般の株主は、企業活動における密接な人的関係をもたなくなるのである。そこで、株主は企業運営の専門的技術を有する者に業務執行を委託し、生み出された利潤の配分を受けるという形式が一般化する。経営者が、業務執行の権限を実質的に有するようになるのである。

ところで、株主は有限責任のみを負うのであるから、その企業にたいする債権者は、債務不履行が発生したりその可能性が生じた場合、誰にたいして債務履行の責任を追及することになるのだろうか。あるいは、信用を供与する場合に、誰を信頼して与信することになるのだろうか。株主は、出資額を上限としてしか責任をとらないのであり、しかも株式の自由譲渡によって出資者としての役割を交替することがありうるのである。経営者は、株主から企業の運営を受託する代理人という立場であるから、責任を全面的に負うことはないであろう。結局、企業債務にたいして究極的に責任をとる人間は存在しないことになる。これでは、与信者側は株式会社にたいして信用を供与することが困難となり、他方株式会社にとっても、受信できないために資本活動が円滑に行われないということになるであろう。

そこでこの問題を打開するために、人的に債務責任を負うものが存在しない以上、結合資本である株式会社にたいしていわゆる法人として擬制的に人格を与え、それに債務責任を負わせるという形式が発生することになる。ただ、その結合資本は人間でない以上、その存在自体が不安定でありいつ消滅するか分からないという問題がある。株式会社が比較的短期間に解散や消滅してしまったのでは、やはり債務の責任を負わせることが困難となるのである。そこで、株式会社は永続すると予定されることが、信用供与を実現するためには必要となる。取引と信用関係を形成し維持していくためには、その主体としての永続性が前提されるのである。

株式会社は、いわゆるゴーイング・コンサーンとして、永続性をその存在にとって必要な契機とすることになる。だが、株式会社が企業体として永続するといっても、それは資本活動をするうえで要請されることであって、もともと不確実な市場経済の中で運動している以上、その永続性は保

証されるわけではない。そういう意味では企業の永続性というのは虚構といってよい。しかしそれを主張し予定することによって株式会社は資本運動を維持しうるのである。

さて、株主の中には資本持ち分を譲渡し資本所有者としての立場を交替する者があるであろうから、企業とその所有者との間の直接的な結び付きは弱くなるといえよう。株式会社では出資者と企業との人的結合は一般的には弱まることになり、多くの出資者は利潤の配当や株式の値上がりによる利益のみに関心をもち、それら如何では容易に株式市場で株式を譲渡することになるのである。

資本の自由譲渡による流動化によって、多くの出資者は資本の現実的な活動と直接的な関係をもたなくなるといえる。ヒルファーディングの現実資本にたいする擬制資本という資本の二重化は、この関係を示すといつてよい。これと有限責任原則とによって、株式会社の現実資本の運動にたいする、株主の人的関係が弱まるわけである。その結果、資本にたいするその所有者の人的関係が弱まれば弱まるほど、株式会社を構成する機構が自立化し、あたかも法人である企業それ自体が存在するかのような観念が強まることになる。取締役会と代表取締役によって代表されるような業務執行機関の自立化が強まるのである。このような株式会社の業務執行機関の自立化と企業の永続性という主張とが結び付いて相互に補強し合い、「会社それ自体」が存在するかのような観念を生み出すことにもなるのである。

企業の永続性というのは虚構であるが、しかしそれを支える一定の物的根拠は存在する。まず、株主が出資した資本は、現実資本として実際の資本運動に固定されることになる。株主が出資分を回収しようとするれば、株式を市場で売却することになるのであるから、株式の譲渡は、出資者の交替をもたらすだけで株式会社に払い込まれた資本の払い戻しが行われることにはならないのである。いったん払い込まれた資本は、企業の内部に残存し、資本運動を続けることになる。結局、出資持ち分を証券化して市場で売買する資本の流動化機構の発生によって、株式会社は永続的に運動を続ける物的基礎を得たことになるわけである。さらにこの点は、企業に残存する現実資本である、資産の所有の問題にも関係する。株主によって払い

込まれた資本は現実資本の資産として固定化し、出資者が自由に使用したり処分したりすることができないものになっている。したがって、出資者はこの資産を所有していることにはならないであろう。この資産を保持し現実に利用しているのは、現実資本の運動体である。そこで、この運動体が擬人化して資産を所有するということになるのである。つまり、上述の法人としての株式会社である。

このように、株式会社に払い込まれた資本がその内部に固定化され、さらにその資産が株式会社自身に所有されるということは、株式会社が永続的に運動することを保証するものとなっている。これらの物的根拠によって、ゴーイング・コンサーン（永続企業）という本来は虚構である観念が支えられているわけである。さて、田中説に戻って、パートナーシップと株式会社の「同質性」について検討することにしよう。

田中氏は、いわゆる自由主義段階にも数多くの結合資本や経営者が見られたとし、次のように述べていた。すなわち、「従来、帝国主義段階や現代の資本主義経済の支配的企業に固有の特徴であるといわれてきた『所有と経営の分離』や『経営者革命』といった事態と全く同一のものではないが、かなり同質的なあるいは萌芽的な状況が自由主義段階のイギリス資本主義経済にも認めることができるのであり、帝国主義段階以降の支配的資本の特質も、自由主義段階との断絶ではなく、連続として捉えるべきである」と。つまり、田中氏は、「帝国主義段階や現代の資本主義経済の支配的企業」である株式会社にみられる「事態」と「かなり同質的」な事態が、自由主義段階の結合資本にも認められるとし、両者の「同質」性あるいは「連続」性を主張していたのである。そこから、田中氏は、「支配的企業の性質は、資本主義の経済発展の中で、大きく変質を遂げたというよりも、本来備わっていた性質がより顕在化したと見ることができる」¹²と説明する。田中氏は自由主義段階のパートナーシップと現代の株式会社との「同質性」を主張し、両者の間で「企業の性質」は「大きく変質を遂げた」わけではない、と論じるのである。だが、はたして両者の間で大きな「変質」は存在

¹² 田中章喜「産業資本の所有と経営」、91頁。

しないのであろうか。

田中氏は、自由主義段階の支配的資本を産業資本とし、「帝国主義段階以降の支配的資本」を金融資本と呼んでいるようである。これらの資本の具体的な存在形態は、前者が個人企業とパートナーシップであり、後者が株式会社である、とみてよいであろう。田中氏は、両者について次のように述べている。

「産業資本の蓄積様式が内部蓄積だけでなく、資金の借入や外部資本の調達に依存した資本蓄積をも含まれるとすれば、それは金融資本の蓄積様式と同質的な性格をもっていると考えることができる」。

「産業資本と金融資本は資本調達の問題については互いに異質な蓄積様式を持っているのではなく、それらは互いに同質的な性格を保持しており、その発展の傾向も相通じる側面が存在するといつてよい。資本主義の長期的な発展は、産業資本の発展後、それとは異質な金融資本によって担われることになったのではなく、産業資本の発展のいわば延長線上に存在する金融資本によって担われたと捉えることが可能となると思われる」¹³。

みられるように、田中氏は、「産業資本と金融資本は資本調達の問題」で、「異質な蓄積様式を持っているのではな」というのであるが、それは自由主義段階のパートナーシップが資本結合によって資本調達を行っていたということを示しているであろう。確かに、パートナーシップもその後の支配的企業である株式会社も、結合資本という点やあるいはパートナーシップにも場合によっては経営者が存在するという点では、「同質」といってよいであろう。だが、次のような点で両者は「異質」な面をもつと考えられるのである。すなわち、パートナーシップは、企業債務にたいしては無限責任であり、それと関連して出資持ち分を第三者に自由に譲渡することはできない、という点である。そのため、第1に出資を広く一般に募ることが困難となり、第2に出資者と企業との人的結合が強くなるのである。それにたいして、株式会社は、企業債務にたいしては有限責任であり、それ

と関連して出資持ち分を第三者に自由に譲渡することのできる資本の流動化機構をもつ。そのため、第1に出資を広く一般に募ることが容易となり、第2に出資者と企業との人的結合が弱くなるのである。また、それに対応して、企業の業務執行機関としての組織的自立性が強まるといってよい。そして、これらを支えるものとして、企業の永続性という観念が前提され主張されることになるといえよう。

このように見てくると、両者の間で「異質」な面はかなり大きい。企業債務にたいする出資者の責任の負い方の違いと資本の流動化機構の存在の有無、これらの相違は本質的であるが、さらに重要なのは、企業と出資者との結合の違いであり、さらに関連して企業の機構の自立化と永続企業という観念の有無である。これらの点で、株式会社はパートナーシップと本質的に異なっていると考えられるわけである。パートナーシップは株式会社の特徴との対比でいえば、むしろ個人企業の方に近いのではないかとさえ思えるのである。

田中氏は、自由主義段階のパートナーシップと帝国主義段階以降の株式会社とを「同質」とし、後者を前者の「延長線上に存在する」ものとしているが、さらにその考えに基づいて次のように原理論についても述べている。

「今後は、原理論の場において積極的に長期資金の貸付や資本結合による資本調達の機構のみならず、株式資本やそれに基づく金融資本概念をもひとまず原理的展開の対象として、それらのどの点までが理論的規定が可能かといった問題が考えられるべきであろう」¹⁴。

田中氏は、「資本結合」や「株式資本」も「原理的展開の対象」とすべきだとしている。私も、これらを「原理的展開の対象」とすべきだという点には異論がないのだが、しかし、田中氏が「対象」とすべきとしている理由については賛成できない。

田中氏が資本結合や株式会社を原理論の対象とすべきとしている理由は次のようなものであろう。田中氏は、自由主義段階におけるパートナーシップとその後に見られる株式会社との「同質」性を

¹³ 田中章喜「産業資本の蓄積様式」、72—73頁。

¹⁴ 13に同じ、72頁。

主張していた。自由主義段階にみられるパートナーシップの「延長線上」に株式会社があるというのであった。また、田中氏は、「資本主義経済はその発展過程において『逆転』あるいは『変質』してきたとする所謂資本主義変質説に異議を唱える」とし、「資本主義経済は帝国主義段階以降、非資本主義的な性格を強めているのではなく、逆に、その生成から現代にかけてより完成した資本主義経済への道をたどっているのではないか」¹⁵という自説を示している。したがって、田中氏によれば資本主義経済は「生成から現代にかけて」変質していないのであって、その歴史過程の中のパートナーシップと株式会社の間にも異質性は存在せず、ともに同質なものとして「原理的展開の対象」となる、というのである。

だが、パートナーシップと株式会社との間には、すでにみたように本質的な違いがある。資本主義における支配的企業は、歴史的に、パートナーシップを含む個人企業から株式会社へと変質したのである。したがって資本主義は、「非資本主義的な性格を強めている」というだけでなく、資本主義自身の内部から変質をとげていると考えられるのである。原理論は個人企業およびパートナーシップと株式会社との異質性を理論的に明らかにすることによって、資本主義の歴史の変質を解明する基準を与えうるわけである。そういう意味で、原理論は、株式会社を「原理的展開の対象」とすべきなのである。

次に、こうしたパートナーシップと株式会社の企業形態の相違を、論理的な展開の問題としてさらに考察してみよう。

4 企業形態の論理的展開

パートナーシップは合名会社と比べてよいであろうが、それと株式会社との間には中間的な企業形態が存在する。合資会社と有限会社である。松尾秀雄氏は、「資本家と資本家が結合して、共同の事業を営むことは、よく知られた商品経済的事実である。その資本家同士の結合においては、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社という論理的発展の経路をたどる」¹⁶と論じる。つまり、これ

らの企業形態について次のように論理的な移行を説明しているのである。まず、合名会社から合資会社、そして有限会社へと移行する「論理的発展」を次のように述べる。

「無限責任社員の経営主体集団としての合名会社において、なぜ有限責任社員を導入することになったのかという論点を解明することが、じつは合資会社への移行の論理を解明することなのであり、また、経営主体として会社の活動を統括している資本家がなぜ無限責任を負うことを拒否し、出資者全員が有限責任社員としての債務引き受け条件を要請するようになったのかということの説明することが、合資会社から有限会社への移行の論理の基本をなすと考えられる」¹⁷。

合名会社、合資会社、有限会社の違いは、出資者が企業の債務にたいして無限責任と有限責任のどちらを負うか、という点にあるが、みられるように松尾氏は、これら企業形態の「論理的発展」を「経営主体」の観点による「移行の論理」によって説明する。松尾氏は、「経営主体のビヘイヴィアに即して分析する」¹⁸という方法によって、次のように論じるのである。

「合名会社は、パートナー・シップという名称が示すとおり、創業者が何人かで集団を組織して、各人が経営主体として共同事業を営むという資本家共同体の形態である。当然に経営主体のあいだにも序列が形成されるが、下位の経営主体であっても、まだ経営主体としての資本家的活動は停止していない。商品売上の取り引き相手にたいしての債務支払い条件は、経営主体の全員が各自の全財産を以て債務の支払いに充当するという条件として提示されている。ところが、経営主体の集団の内部において、ひとつの変化が生じる。それは、無限責任社員としての経営主体のなかで、経営主体としての活動を放棄する、あるいは放棄せざるをえない主体が分化・発生してくるという変化である。それは、どういう事情で発生するのだろうか。ひとつは、下位の経営主体が会社の経営活動から脱退するということがあろう。資本家共同体

¹⁵ 13に同じ、73頁。

¹⁶ 松尾秀雄『所有と経営の経済理論』名古屋大学出版会、1987年、223頁。

¹⁷ 16に同じ、229頁。

¹⁸ 16に同じ、230頁。

としての商品売買活動や経営活動を担いきれなくなるといふ事情が発生するわけである。そうなる
と、そのような出資者は、自己の全財産を以て債務支払いに充当するという旧来からの出資条件に耐えることができなくなり、有限の責任を条件として要求するようになる¹⁹。

みられるように、松尾氏は、合名会社から合資会社への移行は、「経営活動から脱退する」出資者が、無限責任という「出資条件に耐えることができなくなり」、有限責任を要求するようになる、ということから説明している。だが、出資者が「経営活動から脱退する」という事態以前に、この資本結合には限界があると考えられる。

まず、合名会社は個人企業と比較して、長期の資金調達を可能にするという利点をもつ。だが、「当然に経営主体のあいだにも序列が」生じる。この「序列」は、出資者のあいだで出資額の大きさやあるいは経営支配力の大きさが異なることによって生ずると考えてよいだろう。「下位の経営主体」とか上位の経営主体というのは、この「序列」という相対的な関係を単純化して表しているわけである。ところで、「下位の経営主体」は、出資額とそれに応じた利潤の配分額が、あるいは経営上の支配力が、上位の経営主体と比較して小さいにもかかわらず、出資者としては一様に無限責任を負うため、上位の経営主体がその出資額に応じた債務の履行を果たせない場合は、その分の債務責任をも最終的には負わなければならないのである。このような資本結合は、下位の出資者にとっては不利といわざるをえない。したがって合名会社とは、下位の出資者を募ることが困難な資本結合ということになるのである。つまり、この企業形態は、比較的均質な出資者による共同事業ということになる。しかし「序列」がつかないということは、実際には困難であろう。特に出資者を多く募ろうとすれば、「序列」が生じやすくなるであろうから、その場合はこの資本結合を利用することは無理ということになる。そういう意味で、この企業形態には限界があるということになるのである。主に下位の出資者からの出資によって資金調達の規模を拡大しようとするれば、この限界を打開しな

ければならないわけである。

そこで、下位となる出資者にたいしては、有限責任のみを負えばよいとすれば、この限界を打開できることになる。これが合資会社である。出資者の中には、経営支配に関心がなく利潤の配分のみに関心がある出資者もいるであろう。これら支配力をもたない、あるいは支配力を放棄する出資者にたいしては有限責任を負えばよいとすれば、出資を合名会社より多く募ることができるであろう。したがって支配力を持ち、業務執行の権限をもつのは、無限責任を負う経営主体であり、彼らが債務履行の最終的な責任を負うことになるのである。債務にたいする信用力は、彼らの個人的な信用力に帰することになる。

松尾氏は、合名会社の中で「経営活動から脱退する」者が出現するというのであるが、むしろ経営活動を放棄している出資者を広く募り、それによる資金調達を拡大するために、有限責任が導入されると考えた方がよいのではないだろうか。続いて、合資会社から有限会社への移行を考察することにしよう。松尾氏はそれを次のように説明する。

「事業規模が拡大すれば、当然に債務の規模も増大する。経営主体としては、会社が債務不履行状況に立ち到った場合の支払い条件まで考えなければならない。そこで新たに経営主体は、経営活動を担当する条件に自己の債務支払い条件を緩和する要求をだすのは当然といえよう。あるいは、創業者としての経営主体が引退なり死亡しても会社は資本家共同体としてなお活動を継続する場合もあるのであって、このとき有能な上級労働者を経営主体の地位につかせ、経営活動を担当させることが出資者の合意によって決定されれば、かれが無限責任を負うということは、まったく意味をもたなくなり、経営主体としての資本家活動の主体においても有限責任の条件は一般化するのである。このようにして形成されるのが有限会社の資本家および資本の結合様式であろう²⁰。

みられるように、松尾氏は、事業の拡大による債務増大のために、経営活動を行う経営主体は債

¹⁹ 16に同じ、230頁。

²⁰ 16に同じ、231頁。

務支払い条件の緩和を要求することになる、と論じる。そしてどの経営主体も有限責任のみを負うことになると、有限会社が形成されることになるといのである。確かに、合資会社においては、無限責任の出資者の債務責任は重くなる。しかも、資金調達拡大のために、有限責任の出資者を増大させ、その結果事業の拡大による債務の増大が生じれば、それだけ無限責任を負う経営主体の債務責任は増大することになる。無限責任を負う経営主体がその負担に耐え切れなくなって、「債務支払い条件を緩和する要求をだすのは当然」ともいえる。つまり、有限責任の出資者の規模が拡大するのにもなって、経営活動を行うこの一部の出資者に、債務不履行に陥った場合の支払責任が集中するというのが、この合資会社の限界なのである。そこで経営活動を行う出資者も有限責任のみを負うとすれば、この限界を打開できることになる。これが有限会社である。

続いて有限会社から株式会社への移行を考察することにしよう。松尾氏はそれを次のように説明する。

「有限会社における制約要因は、出資した資本金の回収ができないか、できるとしても他の出資者の同意を取りつけるという制約条件に縛られているということである。」

「有限会社における出資持分の第三者への事実上の譲渡制限が、その結合様式における限界として、あらたな資本結合様式の登場によって克服されなければならないわけである。」

この自己投資分の回収の困難性は、出資持分にたいする証明を出資単位としての株という比喩表現の利用によって、株の大きさを明示した株式証券の発行によって解決される。株式証券は、当該会社にたいする出資証明書なのである。……第三者への肩代わりを欲する出資者は、当該会社にたいして全く自由に、株式証券を販売するという商品販売行動そのものによって、自己の投下資本金を合理的にかつ円滑に回収できることになろう。株式証券はだれに販売してもよいし、いくらで販売してもよい。このような結合様式が株式会社とよばれる企業形態なのである」²¹。

みられるように、松尾氏は「出資持分の第三者への事実上の譲渡制限」が有限会社における限界だとする。そしてそれは、株式証券の販売によって出資金を「合理的にかつ円滑に回収」できれば「克服」されると述べ、株式会社の形成を説明するのである。

有限会社では、すべての出資者が有限責任を負うため、最終的に債務責任を負うものが存在しない場合がありうる、という不安定さがあるといえよう。それに加えて出資持ち分の譲渡制限があるため、出資金の回収が困難となる。また、企業における出資者の人的関係も弱まらないであろう。その結果、有限会社は、小規模な企業形態とならざるをえず、出資者をふやして規模を拡大することができないという限界が生ずるのである。こうした限界は、資本の流動化機構の形成によって打開されることになる。出資持ち分の自由譲渡が可能となれば、出資した資本が企業に固定化されるとともに、企業における出資者の人的関係が弱まることになる。その結果、企業自体の自立性が高まるのである。企業活動を行う業務執行機関の整備はその自立性を強化するといつてよいだろう。

こうして、株式会社においては、債務責任を企業自身が負うということが、可能となるのである。そして、企業の永続性という観念は、この株式会社における企業の自立化をさらに補強することになるのである。企業それ自体というのも、このようにして形成された機構なのであって、それ自体が独立的なものとしてア・プリオリに存在しているわけではないのである。

²¹ 16に同じ、231—232頁。